

『水左記』の研究 — 康平七年正月〜四月 —

北村 安裕・磐下^{*} 徹・堀井佳代子・宮川^{**} 麻紀^{***}

Study of "Suisa-ki" (from January to April in Kohei 7)

Yasuhito KITAMURA, Toru IWASHITA, Kayoko HORII, Maki MIYAKAWA
"Suisa-ki" is a diary written by Minamoto no Toshifusa (1035-1121 A.D.), who was a court noble in Heian period. In diaries of this period, the events of the court society were typically recorded. Analysis of these records enables to clarify how politics, administration, and society of the time is going on.

In "Suisa-ki", the pieces written in 1062-1113 have been in existence intermittently. These years correspond to the transition period from the ancient times to the medieval times. Therefore, this diary is an important resource to understand the dynamic transition in the course of history.

In the current study, the pieces of "Suisa-ki" limited in Kohei 7 (1064 A.D.) especially January to April are introduced with the annotation in detail, and it will be dedicated to the development of the study of the late Heian period.

キーワード：古記録 源俊房 藤原頼通 摂関政治 前九年合戦

一 解題と構成

(一) 源俊房と『水左記』の時代

『水左記』は、平安時代後期の公卿である源俊房(一〇三五〜一一二一)の日記である。俊房の父は、村上天皇の孫にあたる源師房(母は、藤原道長女の尊子(源明子所生)である。父師房は藤原頼通(姉

隆姫女王の夫)の子として養育され、俊房自身も叔父の頼通の養子となるなど、師房・俊房父子は摂関家との関係もきわめて近いものがあった。長元八年(一〇三五)に誕生した俊房は、元服とともに従五位下に叙され、天喜五年(一〇五七)に二三歳で参議に列する。やがて承暦元年(一〇七七)に父師房が没すると、源氏長者としての立場を引き継ぎ、永保二年(一〇八二)に右大臣、さらに翌年には左大臣へと昇った。その後、保安二年(一一二一)に至るまで四〇年近くも大臣を務め、政務に熟達した公卿として、また能書の人として台閣で重きをなした。

こうした一見順調な官歴の裏で、俊房は政治的不遇も経験していた。正妻となる娟子内親王(後朱雀皇女)との関係をめぐっては、当時の慣行にそぐわない部分があったらしく、任参議以前に雌伏を余儀なくされたし、娟子同母弟の後三条も俊房を憎んで重用しなかったという。また、白河と競合関係にあった輔仁親王と近い関係をもっていたこともあり、永久元年(一一一三)に息子の仁寛(輔仁の護持僧)に謀反の嫌疑がかけられると、俊房も連座して一時出仕を停止され、村上源氏の主流が弟顕房(堀河の外祖父)の系統に移る結果を招いてしまった。俊房の人生行路は、華やかではあったが、平坦ではなかったたのである。

俊房の日記である『水左記』は、源姓の偏であるサンズイと、俊房極官の左大臣からとられた通称であり、居所にちなむ「堀河左府記」や、家号土御門に因る「土記」などの異称でも知られる。現存する部分は、康平五年(一〇六二)から応徳三年(一〇八六)にかけてであり、その中には自筆の原本も含まれる。現存する公卿の自筆日記としては藤原道長の『御堂関白記』に次いで古いもので、きわめて高い史料的价值を有している。

『水左記』の現存記事の冒頭にあたる康平五年には、俊房は二八歳。

前年一二月に権中納言に任じられ、若き公卿としての活躍が本格的に始まる時期であった。当時の政権首班は三〇年以上も官界を主導してきた藤原頼通であり、道長女嬪子所生の後冷泉天皇のもとで、相対的に安定的な体制が現出していた。政務の面からみれば、摂関体制の円熟期だったといえる。しかし、近親間の婚姻で次代の天皇を再生産することによって政局の安定を期す体制は、すでに綻びがみえていた。結局後冷泉には跡継ぎが生まれず、治暦四年（一〇六八）には、摂関家と直接の外戚関係がなく、頼通と心理的距離があったといわれる後三条が即位することになった。このことは、頼通と弟教通の暗闘とも相俟って、従前の政治体制を激しく動揺させた。後三条自身は間もなく亡くなってしまうが、摂関家内部の問題はその後も終息せず、応徳三年に讓位した白河の存在感が徐々に増す中で、院政への道が開かれていく。こうした時期に大臣となった俊房には、潮目の変わった政局の海で、難しい舵取りが求められていったのである。

『水左記』の時代はまた、日本社会の歴史を考える上でも重要な劃期だった。一一世紀半ばまでに、公卿層や有力寺院は、地方勢力との結合の下で、私領たる荘園を広げていた。摂関家と距離をとりつつ清新な政策を進めた後三条は、所謂延久の荘園整理令を発し、これらの荘園に規制を加えていく。これは、一面では荘園の拡大を抑制する政策だったが、基準を満たす荘園を国家的に公認する意味合いもあり、以降の荘園は公的な性格を帯びることになった。中世社会を通過する土地支配体制がここに始動したとも評価できる。また、前九年合戦（一〇五一〜六二）や後三年合戦（一〇八三〜八七）でもみられたように、この時期に地方では中央勢力と関係をもちつつ経済力・軍事力を蓄える有力者が出現し、河内源氏に代表される軍事的貴族も彼らを傘下に組みこむ動きを加速さ

せていた。これが後の武家政権への伏線となることは言うまでもない。

『水左記』の時代は、中央の政治形態や地方の社会構造などの重大な変革期にあたるが、前後の時期に比して一次史料に乏しく、全体としては研究も低調な状況にある。そうした中で、『水左記』の信頼性の高いテキストを提示し、基礎的な考察を加えることの意味は大きいといえる。『水左記』の全体的な翻刻としては、増補史料大成本（原版一九三六年、増補版一九六五年。以下、「大成本」）が通用しているが、自筆部分や逸文などの脱漏があるし、高精細な写真版や、蓄積された近年の研究の活用によって、よりよい積文や解釈を提示しうる部分も少なくない。

こうした状況をふまえ、本稿では、源俊房による自筆部分の冒頭にあたる康平七年正月から四月の記事について、自筆本（写真版）の入念な観察によって本文を作成した上で、書き下し文によって解釈を示し、考察の結果をまとめた註釈を附した。古代・中世の移行期である一一世紀後半の政治・社会のあり方については未解明の部分が多く残されているが、本稿が研究の一助となれば望外の幸である。

（二）康平七年正月〜四月条について

『水左記』の自筆部分は、宮内庁書陵部所蔵伏見宮本（四巻）、同柳原本（二巻）、尊経閣文庫所蔵本（二巻）に分かれるが、ともに中世後期まで伏見宮家に伝来したと考えられている。本稿では、このうち伏見宮本の康平七年の正月から四月にかけての記録を取り上げた。

今回の翻刻作業と考察では、大成本の読みや解釈を改めるべき場所が多く発見された。いくつかの例をここで提示しておきたい。

大成本の二月一日条は、「余依吉為奉拜□（廟カ）、余吉可参□（×）之（×）由：」と翻刻されおり、やや意味が通りにくい部分となっていた。写真版の観察の結果、傍線部は「可参参之由」と書いた上で二つ目の「参」

のみを消していることが判明した。また、二箇所ある「吉」字については、二回目の「吉」は意味上は「告」としか読めず、一回目の「吉」についても同様に「告」であった可能性もあると考えることができた（康平七年二月の註(7)参照）。

三月一六日条には、文字と異なる墨線が引かれており、大成本には「抹消ノ印カ」とあるが、抹消される範囲や理由などは不明のままだった。今回の翻刻・考察では、記載の様態から抹消が臨時祭試案という行事に關係することを推定した上で、三月二〇日条にも試案に關わる部分が出ていることから、記事の重複による抹消との試案を示した（同三月の註(17)(18)(33)参照）。

同じく三月一六日には、大成本で「殿□（下カ）御上表」となっている部分がある。これは、「殿」と「御」の間の判読できない文字を「下」と読んでいるようにみえるが、実際にはそこに文字はなく、脱字を推定したものだたと判明した。今回の観察の結果、「殿」の下に後から「下」を挿入したと思われる箇所も見つかり、「殿御上表」という表記が誤りではなかったこと、ひいては俊房が藤原頼通を日常的には「殿」と呼んでいた可能性があることが分かった（同三月の註(20)参照）。これは、国語学的にも意義のある発見といえる。

内容面での新発見としては、三月一八日の賭弓の記事が挙げられる。賭弓は本来は正月の一八日を式日とするが、ここでは二ヶ月も遅れて実施されている。考察の結果、これは後冷泉天皇の父である後朱雀天皇の忌日が避けられた結果と考えることができた（同三月の註(24)参照）。これは、当時の先帝の忌日の扱いに関する事例を追加する成果である。

このほか、病がちな頼通と俊房の關係や、皇太弟尊仁親王（後の後三条）の皇子と思われる「若宮」の存在（同三月の註(31)参照）など、当時

の政情の一端をうかがわせる記述も多く、今回対象とした部分は短いながらも、豊かな内容を含んでいる。

(三) 凡例

【本文】の項では、宮内庁書陵部所蔵伏見宮本を底本として翻刻した（複製卷子本『水左記 康平七年自正月至六月』（宮内庁書陵部、一九五四年）および書陵部所蔵資料目録・画像公開システム [https://shoryobu.kunicho.go.jp/] を参照・閲覧）。底本の様態については、後述の凡例に則って示したが、説明を要する部分については【註】の項で詳述した。【書き下し】の項では、できるだけ平易に読み下すことを心がけ、一部の漢字表記についてはかなに改めた。誤字・脱字と判断される箇所や、文字が推定できる箇所については、本文の字句を適宜改めたり、補ったりした上で書き下した。【註】の項では、記事に登場する人物や行事（儀式）名、その他の語句、底本の様態などを中心に註釈を附した。註釈に際しては、当該期のできごとを記した編纂史料や、儀式書などを引用しつつ、抛るべき先行研究も紹介しながら、できるだけ精確かつ端的な叙述を心がけた。該当箇所が長大な場合、見出しとして、首尾の各三字のみを掲出した。その他の凡例は、以下の通り。

【本文】と【書き下し】には、原則として常用漢字を用いた。／改行箇所は、底本に依拠しない。／具注暦の記載は、日付・干支・納音・十二直まで翻刻して以下は略し、直下に本文を配置した。／具注暦の各日条の頭書は、当該条の冒頭に（頭書）と附して翻刻した。／裏書は、当該条の末尾に（裏書）と附して翻刻した。／破損等によって文字が判読できないものの、墨痕等によって文字数が推定できる場合は□で表示し、文字数が推定できない場合は□で表示した。その文字が推定できる場合は、該当部分の横に「文字＋カ」と表示した。／文字を別字と

解釈した場合は、該当する文字の横に「(別字+カ)」と表示した。／脱字があると判断した場合は、文字を補うべき箇所に「(脱字+脱力)」と表示した。／文字が抹消されている場合は、■で表示し、もとの文字が判読・推定できる場合は、横に「(×+もとの文字(カ))」と表示した。／重書等によって文字が書き改められていて、もとの文字が判読・推定できる場合は、横に「(×+もとの文字(カ))」と表示し、もとの文字が未詳の場合は、「(×□)」と表示した。／記主によって行間・字間等に補われた文字と判断した場合は、該当する文字に「」を附した。／小字または割書(細字双行)は、「(〱)」で表示し、本文については、改行箇所に「〱」を附した。／「書き下し」には、月(大小)・日付と干支・本文を掲載し、具注暦の記載のみで本文がない場合は、全体を略した。／【註】で言及した一部の史料・書名等については、下記の略称を用いた。『大間成文抄』↓『成文抄』 『統群書類従』↓『統群書』 『日本文徳天皇実録』↓『文実』 『平安京提要』↓『提要』 『本朝統文粹』↓『統文粹』

【主要参考文献】

「水左記解説 附釈文」(『水左記 康平七年自正月至六月』宮内庁書陵部、一九五四年)、前田育徳会編『国宝 水左記』(前田育徳会発行、二〇一三)、石田実洋「尊経閣文庫所蔵『水左記』解説」(『尊経閣善本影印集成65 水左記』八木書店、二〇一七)

(北村安裕)

二 翻刻と考察

(一) 康平七年正月

【本文】

(前關)

〔廿三日巳〕 未水執
〔廿四日庚申木〕 破
〔廿五日辛酉木〕 危
〔廿六日壬〕 戌水成
〔廿七〕 日癸亥水収
廿八日甲子金開
廿九日乙丑金開
卅日丙寅火建

(二) 康平七年二月

(北村安裕)

【本文】

二月大建(丁卯)
〔頭書〕 〇野祭
一日丁卯火除(天^{又後カ}晴。依有触穢、無積奠・大原野祭事。
〔頭書〕 〇議 献積^(前カ)〇〇

二日戊辰木満
三日己巳木平

〔頭書〕 祈年祭(廢務)

四日庚午土定

〔頭書〕 春日使立

五日辛未土執

〔頭書〕 〇日祭

六日壬申金破

〔頭書〕 率川祭

七日癸酉金危

八日甲戌火成

九日乙亥火収

十日丙子水開

(頭書) 列見 園〔拜カ〕韓神祭

十一日丁丑水閉。天晴。積奠祭也。分配上治部卿経任卿。【余】依吉
為奉拜〔前カ〕。【余】吉可參〔又カ〕之由、参入行事。

十二日戊寅土閉

十三日己卯土建

十四日庚辰金除。天晴。殿下渡東三条御。始自今夜被修六観音法。阿

【闈】梨六人。御心地宜御之由所仰。殿下御物忌也。

十五日辛巳金満

十六日壬午木平

十七日癸未木定

十八日甲申水執

(頭書) 八卦物忌 不宜西南行

十九日乙酉水破。雨降。午剋〔又カ〕参列見。良久【右】衛門督〔又カ〕被参政。

列見作法如尋常。穩座。孟酌廻巡。二献左右大弁／二献左右中弁。

四献後進餅餠。相違【先】列〔又カ〕。可尋。

□日丙戌土危

廿一日丁亥土成

廿二日戊子火収

廿三日己丑火開

廿四日庚寅木閉

廿五日辛卯木建

廿六日壬辰水除

(頭書) 八卦物忌 不宜西南行

廿七日癸巳水満

廿八日甲午金平。天晴。【参】除目。先参大相国。御心地指事不御者。

廿九日乙未金定。天晴。未剋〔又カ〕参大相国。被引内府参内。【及】日役〔後カ〕

事始。頭弁泰賢〔前カ〕朝告公卿云、自明日内々御物忌四日也。仍入眼延引。

(裏書) 廿九日。大納言等【不】被参。不定諸事。

卅日丙申火執

【書き下し】

二月大

一日、丁卯。天晴る。触穢有るに依り、積奠・大原野祭の事無し。

十一日、丁丑。天晴る。積奠祭なり。分配の上、治部卿経任卿。余、吉

に依り拜廟し奉らむとす。余、参るべきの由を告げ、参入行事す。

十四日、庚辰。天晴る。殿下東三条に渡り御す。今夜より始め六観音法

を修せらる。阿闈梨六人。御心地宜く御すの由、仰するところ。殿下御

物忌なり。

十九日、乙酉。雨降る。午の剋、列見に参る。やや久しくして右衛門督、

政に参らる。列見の作法、尋常の如し。穩座。孟酌廻巡。二献左右大弁。

二献左右中弁。四献の後、餅餠を進る。先例に相違す。尋ぬべし。

廿八日、甲午。天晴る。除目に参る。先に大相国に参る。御心地指した

る事御さず、てへり。

廿九日、乙未。天晴る。未の剋ばかり、大相国に参る。内府に引かれ参

内す。日没に及び事始む。頭弁泰賢朝臣、公卿に告げて云はく、明日よ

り内々の御物忌四日なり。仍て入眼延引す。

(裏書) 廿九日。大納言等参られず。諸事を定めず。

【註】

- (1) 積奠 儒教の先哲を祀る儀式。二・八月の最初の丁の日に行われる(養老字令3積奠条)。この日(丁卯)、および実際に執行された一日(丁丑)は丁日に合致する。『延喜式』の規定によると、大学寮廟堂院での饋享(先聖・先師の神坐に幣帛・酒饌を献げ、祝文・楽を奉り、拝礼する式)を終えた後、都堂院での講論(儒教經典に関する論義。終了後に参加者全員で三献)、宴座(詩賦がなされる)と続いた。『西宮記』五、積奠(巻次は故実叢書本による)には、「拝廟(上卿仰入中戸。以下西戸。或無矣。)」と、上卿以下が参加して先聖・先師を拝礼する拝廟の儀がみえる。この段階で、公卿らの饋享への関わりは簡略化していたと考えられるが、一一世紀を通じて論義も形骸化する傾向がみえ、公卿らが関与する部分の中心は宴席へと移っていった(彌永貞三「古代の積奠について」『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八)。
- (2) 大原野祭 大原野社は、現京都府京都市西京区大原野に鎮座する。長岡京遷都の際に春日社を勧請したといい、藤原氏の氏神として崇敬され、一〇世紀初頭までに奉幣にあずかる特定の神社である十六社に列した。大原野祭は二月の上卯日と一月の子日に開催され(『儀式』一、大原野祭儀)、仁寿元年(八五二)二月に祭儀を定められて(『文実』同月乙卯条)、公祭化したと考えられる。
- (3) 分配の上 公卿分配で定められた上卿。分配上卿。上卿は、主として納言以上から選ばれて行事を差配する役目であり、主要な行事については、前年一二月にあらかじめ割当がなされていた(公卿分配)。鎌倉後期に成立した『夕拝備急至要抄』によると、二月の積奠の三上

卿も分配の対象であった。後代の事例ではあるが、応永二年(一三九五)正月に定められた公卿分配の実例(『続左丞抄』三)では、二月積奠に権大納言藤原資教・権中納言藤原重光・参議菅原秀長の三名が配されており、本条の段階でも複数の担当者がいた可能性がある。なお、「分配上卿」の語自体には、『小右記』正暦元年(九九〇)一月二三日条に「大原野分配上卿、兵部卿也、依_レ当_三忌日_一、不_レ可_レ参。」とみえるように、本来の上卿という意味合いが込められる場合がある。

(4) 治部卿経任卿 藤原経任(二〇〇〇〜一〇六六)。時に権中納言・治部卿・皇后宮権大夫。康平六年二月一六日条参照。

(5) 吉 字形は「吉」であるが、後出の同字は「告」とみられ(註(7)参照)、この字も「告」であつた可能性がある。その場合は「告げに依り」となり、上卿などの指示を受けて拝廟に向かつたと解しうる。「吉」とみられる場合、「依吉」のみの用例がほとんどなく、「依吉日」「依吉方」の形が多いことから、ここでも「吉」の下に「日」「方」などが続いた可能性がある。「吉」字は、行末にあたり、下の界線にかかつて書かれているが、その下には一字分程度の空間を含む欠損がある。

(6) 拝廟し 積奠の行事の一部。註(1)参照。

(7) 告げ 「吉」では意味が通らず、字形の類似する「告」に改めた。

(8) 参入行事す 大学寮廟堂院にて拝廟を執り行ったということ。

(9) 殿下 関白藤原頼通。

(10) 東三条 東三条第。二条大路南・西洞院大路東に所在した邸宅。もと藤原良房の宅といわれ、基経・忠平・重明親王・兼家・道長らを経て、頼通が伝領した。この間、藤原詮子(東三条院)・冷泉上皇などの居所や、里内裏としても利用された。長和二年(一〇一三)に焼亡した後、万寿二年(一〇二五)より再建が進められたが、長元四年(一〇三二)

に再び火災に遭った。再々建の後は、藤原氏の重要な行事を執行する場としても多く利用された。

- (11) **六観音法** 六道輪廻からの救済をもたらすという六体の観音を本尊とした修法。六観音信仰は、天台教学の中で育まれ、一〇世紀に六道思想の浸透や観音信仰の高まりを背景として、浄土信仰とも結びつく形で高揚した。さらに万寿元年（一〇二四）の法成寺における六観音造像を契機として、真言密教とも結合し、除病延命などの現世利益的な効験が期待される修法へと変化していった（速水侑「平安時代における観音信仰の変質」『史学雑誌』七五―七、一九六六）。頼通の「御心地」に関する記述が本条、同月二八日条などにみられることから、本条における六観音法も頼通の平癒を目的としたものと推測できる。寛治五年（一〇九一）三月一四日に東三条院で行われた六観音修法の実例では、聖観音・千手観音・馬頭観音・准胝観音・如意輪観音の等身の仏像を本尊として、観音ごとに阿闍梨を配して修法が行われており（『修法要集』所引時範記）、今回も阿闍梨六人が招聘されていることから、同様の修法がなされたとみられる。
- (12) **仰するところ** この行は「所」で終わり、「之由」の左側に単独で「仰」字が記されるが、その意図は未詳。なお、「所」の下は破損しているが、「所」は前行末の「修」字の左に記されており、「所」の下に文字を想定する必要はないように思われる。
- (13) **列見** 太政官にて公卿が諸司の六位以下に叙された者（成選人）と対面する儀式。成選人は文官・武官に分かれ、それぞれ式部・兵部省の官人に率いられ、順に太政官庁に参入した。儀式本体が終了した後、公卿らは朝所に移って饗応を受け、さらに宴座、穩座と進んだ。
- (14) **右衛門督** 藤原能長（一〇二二～一〇八二）。父は藤原頼宗。叔

父の藤原能信の養子となる。母は藤原伊周女。長元八年に叙爵した後、侍従・藏人に任じられる。左兵衛佐・藏人頭・右近衛中将などを経て、長久四年（一〇四三）に任参議（右近衛中将は留任）。永承元年（一〇四六）に左近衛中将に転じ、康平四年（一〇六一）に権中納言・右衛門督。康平七年正月には正二位に昇る。この後、治暦元年（一〇六五）に左衛門督・春宮大夫、同四年に権大納言、延久元年（一〇六九）に春宮大夫、承暦四年（一〇八〇）に内大臣・皇太子傅。政。藤原能長が上卿か。

(15) **政** 列見の儀式に先だつて行われる、太政官庁における公卿聴政（官政）。藤原能長が上卿か。

(16) **穩座** 正式の宴席である宴座の後に開かれる、遊興的色彩をもつ宴席。『西宮記』以下の儀式書によると、三献の後に史生・近辺諸司らを召し入れ、さらに管弦の演奏がなされた。

(17) **左右大弁** 左大弁は、藤原経家（一〇一八～一〇六八）。藤原定頼男。母は源済政女。長元四年に叙爵し、侍従となる。少納言・右少弁・造大安寺長官・斎院長官・右中弁を経て、寛徳三年（一〇四六）に権左中弁・藏人頭。同五年に右大弁となり、皇后宮権亮・内藏頭・備中権守などを兼ねた。天喜四年（一〇五六）に従三位に昇り、同六年には左大弁。康平四年に勘解由長官を兼ね、参議となった。時に参議・勘解由長官・播磨権守。右大弁は、源隆俊（一〇二五～一〇七五）。時に参議・修理権大夫・近江権守。康平六年二月二六日条参照。

(18) **左右中弁** 左中弁は藤原泰憲（一〇〇七～一〇八一）。この時、藏人頭・造興福寺長官。康平六年六月二日条参照。右中弁は藤原師基（一〇三二～一〇七七）。父は藤原経輔で、母は藤原資業女。皇后宮権亮。前年二月に右中弁に任じられた。この翌年の十二月には左中弁に転じ、治暦三年には藏人頭に補されたが、同年から病によって出仕で

きなくなっていたようで、同四年には藏人頭を辞し、承暦元年に卒去。

- (19) 餅餠（餅餠） 『倭名抄』に「楊氏漢語抄云、裹餅中納煮合鵝鴨等子并雜菜而方截。」とあり、餅で鴨などの肉と菜を包んで方形に切った食品とみられる。『枕草子』「二月、官の司に」の段には、藤原行成より紙で包んだ餅餠が梅の花につけて届けられたことが記される。その前段に「二月、官の司に、定考といふ事なる、何事にかあらむ。孔子などかけたてまつりてする事なるべし。」とあるのは、八月の定考や積奠との混乱もみられるが、列見のことを述べていると思われ、行成が届けた餅餠も列見の際に供されるものとみてよいだろう。『西宮記』三、列見によると、列見の穩座における餅餠は三献の後に提供されることになっていたが、『北山抄』一、列見選人事の頭注には「四献後餅餠」とあり、両説があつたことがわかる。さらに『江家次第』五、十一日列見事では、「二献居粉熟相次居餅餠。或三献餅餠云々。」「三献居餅餠。」「四献居餅餠。」「四条記（北山抄）、近代或無此献。」とあり、一定しなかつた。

- (20) 除目 春除目。この年は、四日間の御物忌により終了が遅れた。康平七年三月の註(6)参照。

- (21) 大相国 関白藤原頼通。大相国は太政大臣の唐名。ただし、この時は太政大臣ではなかつた（在任期間は康平四年二月から翌年九月）。

- (22) 内府 内大臣藤原師実。

- (23) 頭弁泰賢朝臣 藏人頭・左中弁の藤原泰憲。註(10)参照。

- (24) 大納言等 源師房、藤原能信・長家・資平・信長が該当する。

- (25) 諸事を定めず 除目の間に行われるはずの受領功過定が主として想定されているか。

（北村安裕）

(三) 康平七年三月

【本文】

三月大建（戊辰）

（頭書）八卦物忌不宜西南行

一日丁酉火破

二日戊戌木危 天晴。戊剋皇后宮始有四条宮行啓。下官宿四条宮。

（頭書）御燈（麿務）

三日己亥木成 雨降。（天降）午剋許自四条宮參殿下。三箇日無事。

四日庚子土収 晴。今日除目入眼。

五日辛丑土開

六日壬寅金閉

（頭書）（羅網之）□□会始

七日癸卯金建 天晴。今日除目下名。（又）左兵衛督行此事。泄除目官等

所成加也。

八日甲辰火除 天晴。酉剋許、殿【下】始渡御四条宮。

九日乙巳火滿

十日丙午水平

十一日丁未水定

十二日戊申土定

（頭書）最勝会畢

十三日己酉土執

十四日庚戌金破

十五日辛亥金危

十六日壬子木成 天晴。今日有仁王会事。（又）右京大夫於太政官被此事。（行歸之）。檢校中宮權大夫。

早旦參殿下。歸家參内。今日臨時祭試樂也。

事了。参於四条宮。行啓也。今日殿御上表。其使中将隆綱。

(頭書) 国忌

十七日癸丑木収

十八日甲寅水開 天晴。今日有賭弓。先参殿下、次参内。右衛門督取奏。一度。未程南方(尔)有火事。三条殿云々。仍余退出。

(裏書) 十八日。大相国此間御坐四条宮。依燒殿上、若宮夜中渡高藏殿。下官乘馬、候御車後。

十九日乙卯水閉 天晴。自火後候高藏殿。

(頭書) 試樂

廿日丙辰土建 天晴。早参殿下退出。次参試樂。

(頭書) 国忌

廿一日丁巳土除

(頭書) 臨時祭

廿二日□午火滿 □陰。雨降。参内。未時許召成舞人等。参入。

(頭書) 八卦物忌

□三日己未火平

雨止。早旦参殿下。

廿四日庚申木定

廿五日辛酉木執

廿六日壬戌水破

廿七日癸亥水危

廿八日甲子金成 天晴。今日有陣□。右大臣承之。陸奥俘□頼時子

宗任・正任・家任等并□出羽前守源正頼所被進僧良照等

事□。

(裏書) □八日。件事、頼義入京□後経数日被定。是依被過臨時祭之

間也。

(頭書) 八卦物忌

廿九日乙丑金収 □□丙寅火開

【書き下し】

三月大

二日、戊戌。天晴る。戊剋、皇后宮始めて四条宮行啓有り。下官、四条宮に宿す。

三日、己亥。雨降る。午剋ばかり、四条宮より殿下に参る。三箇日事無し。

四日、庚子。晴る。今日、除目入眼。

七日、癸卯。天晴る。今日、除目下名。左兵衛督この事を行ふ。除目に

泄るる官等、成り加ふる所なり。

八日、甲辰。天晴る。酉剋ばかり、殿下始めて四条宮に渡御す。

十五日、辛亥。天晴る。今日、仁王会の事有り。檢校中宮権大夫・右京

大夫、太政官に於てこの事を行はる。

十六日、壬子。天晴る。早旦、殿下に参る。家に歸りて参内す。今日、

臨時祭試樂なり。事了りぬ。四条宮に参る。行啓なり。今日、殿御上表。

その使、中将隆綱。

十八日、甲寅。天晴る。今日、賭弓有り。先に殿下に参り、次で参内す。

右衛門督、奏を取る。一度。未の程、南方に火事有り。三条殿と云々。

仍て余退出す。

(裏書) 十八日。大相国この間四条宮に御坐す。殿上焼くるに依りて、

若宮夜中高藏殿に渡る。下官乘馬し、御車の後に候す。

十九日、乙卯。天晴る。火より後、高藏殿に候す。

廿日、丙辰。天晴る。早く殿下に参り退出す。次で試樂に参る。

廿二日、戊午。天陰る。雨降る。参内す。未時ばかり、舞人等を召し成

す。参入す。

廿三日、己未。雨止む。早旦、殿下に参る。

廿八日、甲子。天晴る。今日、陣定有り。右大臣これを承く。陸奥俘³⁷⁾頼時の子、宗任³³⁾・正任⁴⁰⁾・家任等、ならびに出羽前守源正頼進めらるる所の僧良照等の事なり。

(裏書) 廿八日。件の事、頼義入京の後、数日を経て定めらる。これ臨⁴⁶⁾時祭の間を過³⁾ごさるるに依るなり。

【註】

- (1) 皇后宮 藤原寛子(一〇三六〜一一二七)。関白頼通女。母祇子は、具平親王男で藤原伊祐の養子となった因幡守藤原頼成女とも、具平親王女ともされる(『栄花物語』三六、『扶桑略記』永承五年条)。同母弟に師実がいる。後冷泉天皇の皇后。永承五年(一〇五〇)一二月入内。翌年皇后。治暦四年(一〇六八)四月、藤原教通三女の歎子が皇后となったため中宮になる。延久元年(一〇六九)七月、皇太后、承保元年(一〇七四)六月、太皇太后。大治二年(一一二七)八月一日に九二歳で崩御。後三条朝以降、「四条宮」と呼ばれるが、これは後冷泉天皇崩御後、四条宮第を居所としたため(増渕徹「藤原寛子とその時代」『京都の女性史』思文閣出版、二〇〇二)。時に二九歳。
- (2) 始めて：啓有り 四条宮は『拾芥抄』中、諸名所部に「四条南・西洞院東」とあり、左京五条三坊一町に位置したとされる。しかし『拾芥抄』東京図は北側の四条三坊四町に描き、所在地は判然としない。初め藤原頼忠の邸宅であり、円融天皇皇后の頼忠女嬭子が住み、彼女が四条宮と呼ばれた。その後、弟公任に譲られ、公任は四条大納言と称された(『提要』)。天喜二年(一一五四)二月一六日には頼通がこの邸宅を里内裏として提供しており(『百鍊抄』)、この頃には頼通の

所有となっていた。その後、たびたび里内裏となったが、天喜五年三月二九日に焼亡(『百鍊抄』)。「康平記(定家朝臣記)」「群書類従」二五)康平四年(一〇六一)一月二二日条に頼通が四条宮に滞在したことがみえ、この頃には再建されていた。なお公任男の定頼(九九五〜一〇四五)も四条中納言と呼ばれており(『栄花物語』三六)、彼から頼通への譲渡が考えられる。この行啓は内裏であった高陽院から父頼通の所有する邸宅への一時的な里帰りか。

- (3) 下官、：に宿す 『西宮記』八、皇后行啓には、「王卿(親王二人・大納言二人・中納言二人・参議四人。侍従十人(四位四人、五位六人)。行列使、五位侍従二人)」が従うとある。権中納言俊房もこのよくな供奉の一員だったか。俊房は皇后宮の職員ではないが、『公卿補任』永承六年条に「二月十三日正三位(皇后宮初入御内裏賞)」とあり、寛子立后時に賞されている。なお他の叙位者は未詳。寛子と俊房は一歳違いで頼通の実子と猶子(異母妹尊子の子)とで、寛子の母祇子と俊房の父師房はともに具平親王の血縁者で、近い関係と考えられる。
- (4) 殿下 藤原頼通。時に従一位関白、七三歳。
- (5) 三箇日事無し 二月三〇日の除目最終日が延引。その後、月が変わり三月一〜三日の三日間に政務がなかったことを述べたか。また、二月二九日を最後に、俊房は三日間、頼通のもとを訪れていない。この間に頼通の体調に大きな異変がなかったことを記したもののか。
- (6) 除目入眼 二月三〇日の除目三日目が後冷泉天皇の御物忌で延引し、この日に行われた。『江家次第』四、除目によると、第三夜には諸宮内官未給、受領等を定め、清書が行われる。なお、今回の除目は源頭房の兼伊予権守、藤原頭家の兼讃岐権守、藤原祐家の兼備前権守、藤原能季の兼近江介(『公卿補任』)、藤原師基の兼美作権守(『弁

官補任)、源俊実の任右少将(『魚魯愚鈔』中、六七)があった。また『成文抄』の康平七年春の故藤原公季・源顕基の給による任官(『同』二、故者)はこのときであろう。同書にはほかに本年の任官として、坂上松依の阿波掾(『同』一、当年給、五節二合巳)、豊島則方の大宰大監(『同』一、臨時給、名替・二、三重、名替)、清原信真の尾張大掾(『同』二、名国共替)、山城安頼の安芸権少目(『同』一、二、三重、名国名替)、紀吉任の大宰少典(『同』二、更任)、矢田部秀光の播磨大目(『同』二、転任)、土師武国の備後少目(『同』二、故者、准后)等がある。これ以外に『魚魯愚鈔』中、六八に藤原国綱の任但馬掾がみえる。

(7) 除目下名 下名は、四位以下の任官者を位階(こと)に書き出した文書。

また下名によって呼び出した官人に任官を告げる任官儀も指す。本条では後者(儀式)を指す。なお『北山抄』六、除目清書等事および『江家次第』四、除目によると、大問書から召名を作成する際に併せて作られるが、召名と違つて奏上されない。下名儀は『西宮記』二、除目では太政官庁・南殿での次第をとともに記載するが、『北山抄』『江家次第』は太政官庁の次第のみ。本条の会場も太政官庁であろう。この儀式では、上卿が式部・兵部に日華門の東庭で下名を授けた後、太政官庁で上卿の指示のもと式部・兵部が任官者を呼び、任官を伝達する。

(8) 左兵衛督 源経成(一〇〇九く六六)。時に従二位権中納言、五六歳。

醍醐源氏。代明親王男である重光の孫。長経男。母は藤原時方女。治安三年に諸陵助となり、その後、藏人、侍従、少納言、紀伊権守、右中弁等を歴任し、寛徳元年(一〇四四)藏人頭、永承三年に参議となる。康平四年に権中納言に任じられ、治暦二年七月に薨去。

(9) 除目に…加ふる 『中右記』嘉保二年(一〇九五)二月三日条、嘉

承元年(一一〇六)二月二三日条では下名儀の直前に、藏人から具

体的な追加の任官者が示され、これを「成加」とする。本文「成加」には若干の欠損があるが、実例からみてもこの字が適当である。なお、清書段階での追加の任官については、『江家次第』四、除目の下名儀に「追任者」の手続きがみえる。また、『除目抄』『群書類従』七)では同じものを「加任」と称する。

(10) 殿下始：渡御す 殿下の「下」字は傍書。始め「殿」とだけ記載して、後で「下」を補つたことが分かる。俊房が日ごろ頼通を「殿」と呼んでいたことを反映したものが、康平七年三月一六日条も「殿」と表記する。註(20)も参照。ここで頼通は四条宮に滞在中の寛子のために、高倉殿から移動したのであろう。

(11) 今日「今」字、左のはらいが不自然。別の字を書き、上から「今」を書いたか。

(12) 仁王会 仁王般若経を講読し鎮護国家・除災招福を祈る法会。百僧で行なうのを正式とするので百座道場・百座会ともいう。内田敦士「平安時代の仁王会」(『ヒストリア』二六五、二〇一七)によると、平安時代には即位に際して行われる一代一度仁王会と臨時仁王会とがあったが、長保二年(一〇〇〇)には臨時仁王会が春季(二月)・秋季(七月)に実施され恒例化しているという。本条の仁王会も時期は若干ずれるものの、春季仁王会として開催されたものであろう。

(13) 検校 仁王会当日の雑務に関わる官人。仁王会定の際に上卿が行事とともに定める。『北山抄』六、仁王会事には「別書」検校納言参議・行事弁史」とあり、特に納言・参議を指す。ここでは中宮権大夫(藤原経輔・権中納言)・右京大夫(源資綱・参議)に合致。また同書では「検校上卿」とも呼んでいる。

(14) 中宮権大夫 藤原経輔(一〇〇六く八一)。時に正二位権中納言・

中宮権大夫(中宮は章子内親王)、五九歳。藤原隆家男。母は源兼資女。寛仁二年(一〇一八)に叙爵。太皇太后(藤原彰子)御給による。その後、皇太后(藤原妍子)御給、一品内親王(修子内親王カ)御給により、正五位下となる。この間に讃岐権守、左兵衛佐となる。右少将を経て治安三年(一〇二三)父隆家の中納言辞退により権右中弁。長元七年(一〇三四)藏人頭。長暦三年(一〇三九)参議。寛徳二年に権中納言、治暦元年に権大納言。この間、寛徳三年から中宮権大夫(中宮は章子内親王)を兼任。延久二年(一〇七〇)病のため出家。永保元年(一〇八一)八月に死去。

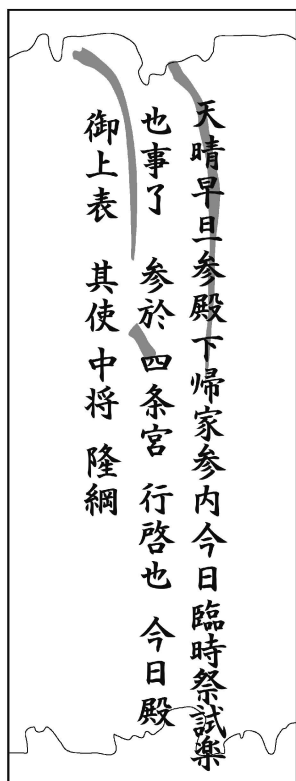
(15) **右京大夫** 源資綱(一〇二〇〜八二)。時に従三位参議・右京大夫。皇太后宮権大夫(皇太后は禎子内親王)、周防権守、四五歳。醍醐源氏。高明男の俊賢の孫。顕基の子。母は藤原実成女。長元四年に叙爵。侍従、右少将、右中将等を歴任。寛徳二年、春宮権亮(皇太子は後の後冷泉天皇)を兼ねる。永承二年藏人頭、同六年参議。同八年皇太后宮権大夫を兼ねる。治暦四年権中納言。承保元年、中宮大夫(中宮は藤原賢子)を兼ねる。承暦四年(一〇八〇)中納言。永保二年に薨去。

(16) **太政官** このときの仁王会は大極殿の代わりに太政官庁を会場とした。仁王会は大極殿・紫宸殿・御在所をはじめとする諸処に僧侶を配置して行方。「北山抄」六、仁王会事によると、檢校は最初は大極殿におり、朝講を始めさせて行香が終われば、参議以下を率いて御所(御在所か)に移動する。「江家次第」五、仁王会によると南殿には別に納言・参議各一名が伺候した。このように仁王会の主たる会場は本来は大極殿であるが、康平元年二月二六日に大極殿が焼亡(『扶桑略記』『百鍊抄』)、延久四年四月一五日に至って新造大極殿で初めて宴が行われた(『扶桑略記』)。この間、大極殿は使用できず、治暦四年七月二一

日の後三条天皇即位儀も太政官庁で挙行(『本朝世紀』)。近い時期では、治暦元年六月六日(『北院御室御日次記』(『守覚法親王の儀礼世界』勉誠社、一九九五)寿永元年(一一八二)一月一〇日・二六日条)・治暦四年三月六日(『本朝世紀』)には仁王会が太政官庁で行われた。ほかに仁王会の会場について、『小右記』長和三年(一一〇一四)三月二四日条に南殿の代わりに太政官庁を使ったことが、『春記』永承七年四月五日条に八省院に代わって豊樂院を使用したことに対して資平が太政官庁の使用を主張したことがみえる。また本条一行目では「有仁王会事」に続けて「下官参官」を書き、それを墨で消しているが、

(17) **早旦、殿下に** この箇所は薄墨で流れるような抹消符らしきものあり。さらに本条二行目「於」の下に薄墨の点、三行目「御上表」に同様の流れるような抹消符らしきものを附す(図参照)。①単なる試し書き等の可能性、②「早旦参…了参於」の臨時祭試案を含む簡書を囲んで範囲を指定し、この簡書を抹消、あるいは移動しようとした可能性が考えられる。この点については註(18)参照。

(18) **臨時祭試案** 三月中旬または下旬に行われる石清水臨時祭の試案



- を指す。天慶五年（九四二）、天慶の乱平定の報賽の臨時の勅使派遣に始まるが、恒例化は天禄二年（九七二）。その祭式は賀茂臨時祭に倣って整えられた。試楽は祭日二日前に清涼殿で祭使である舞人らによつて行われる予行演習。このときは三月二二日が臨時祭当日であり、『水左記』はこの二日前の二〇日条にも「試楽」の記載があり、記事の内容が重複している。可能性として、本条の「試楽」が調楽を示すことが考えられる。調楽は試楽の三〇日前から行われるとされているが（『江家次第』六、石清水臨時祭試楽、『新撰年中行事』上、石清水臨時祭事）、『左経記』長和五年三月七日条では楽所で試楽の五日前に調楽を行っている。本条は試楽の四日前にあたり、大きく齟齬はしない。また別の可能性として、俊房が二〇日条に書くべき石清水臨時祭試楽の内容を、本条に誤って記載したことが考えられる。註(17)②で示した符号による範囲の指定も、この重複に関わると考えることができる。その場合、俊房は三月一六日の記事を三月二〇日以降に記載しており、後から遡つて日記をまとめて書いたことになる。なお、本条冒頭「天晴、早旦参殿下」と、二〇日条冒頭「天晴、早参殿下」とはほぼ一致する。これも重複を示唆するか。
- (19) 行啓 寛子が四条宮から内裏である高陽院に帰つたものだろう。
- (20) 殿 この字の下の箇所は破損しているので、「殿下」とあつた可能性もあるが、『采花物語』三六で頼通を「殿」と称すること、康平七年三月八日条に「殿【下】」とあることから（註(10)参照）、俊房が日ごろ用いていた頼通への敬称が表れたものと判断した。
- (21) 御上表 関白辞退の上表であろう。康平七年七月八日付辞関白表（『続文粹』四）に「仍自「従去歳」、至「于今秋」、上章雖「及「四五」とあり、今回の上表もここに含まれているか。この前後の頼通の上表

- は、康平五年十一月一日（『康平記（定家朝臣記）』）、同六年六月一日、一二月一三日（『公卿補任』）、同七年五月二一日（『水左記』勅答のみ）、五月二九日（『水左記』）、七月八日（異本四月二二日）（『公卿補任』）が確認できる。なお『水左記』同四月五日条の勅答は、この上表に対するものか。前掲の辞関白表では「如_レ臣者、臥_レ病以降、炎涼屢_レ、心根漸_レ荒蕪、肝葉將_レ朽敗、因_レ玆視聽已_レ衰、政績難_レ決」と体調不良を訴えている。頼通の体調不良は、二月一四日・二八日条にみえる。康平七年二月の註(11)も参照。
- (22) その使 頼通の表を天皇に届ける使。『西宮記』一五、王卿已下抗表事では、三度以降は「子姪之近臣」に、『北山抄』四、上表事では「近臣之子姪」に進奏させるとある。
- (23) 中将隆綱 源隆綱（一〇四三～一〇七四）。時に従四位下左中将・備後介、三二歳。醍醐源氏。高明男の源俊賢の孫。隆国男。母は源経頼女。永承七年に叙爵。皇后（藤原寛子）御給による。天喜元年に能登権守。侍従、藏人、左権中将を歴任し、治暦三年に藏人頭。同四年参議。この間、上東門院御給等により正四位下に昇る。その後、従三位に昇る。承保元年薨去。なお隆綱は、康平五年十一月一日の上表でも使を務めた（『康平記（定家朝臣記）』）。父隆国は藤原寛子の皇后宮大夫等を務め、頼通と関係が深かったことが知られる。
- (24) 賭弓 内裏の弓場殿に出御した天皇の前で、近衛府と兵衛府の官人が弓射（歩射）を披露する行事。衛府官人らは左右に分かれて的中の数を競い、参列した公卿らも念人として左右に分かれた。勝方には布など賭物や射分銭が下賜され、負方には罰酒が課された。恒例の賭弓は正月一七日の射礼に続いて開催されるもので、翌一八日が式日とされていた。しかし、本条の賭弓は三月一八日に実施されている。これ

は、時の後冷泉天皇の父である後朱雀天皇が、寛徳二年正月一八日に崩御しているため、先帝の忌日が避けられた可能性が高い。実際に、後冷泉朝の永承三年には三月二八日に恒例の賭弓が行われている(『春記』)。また尊経閣文庫所蔵永正本『北山抄』一、賭弓事に引かれる永承六年三月一四日記も恒例の賭弓の記事であり、この日に実施された可能性がある。なお『春記』永承三年三月二八日条には「賭弓事非二式日^二之時、上卿奉^レ勅仰^三外記告^三廻諸卿^一者也」とあり、恒例の賭弓を式日に開催しない場合には、天皇の勅を受けた上卿が、あらかじめ公卿たちに開催通知をすることになっていたようである。

(25) 右衛門督 藤原能長。権中納言、正二位。康平七年二月の註(14)参照。養父の能信は春宮大夫として即位前の後三条天皇を長く支えたが、能長は康平八年の能信の死後、春宮大夫の地位を引き継いでいる。皇太弟時代の後三条は能長の三条第を御所としていたこともあり、養父ともども後三条・白河天皇に近い立場だった。

(26) 奏を取る 賭弓では、弓場殿に出御した天皇に、左右近衛大将が弓射を行う衛府官人(射手)の名を記した射手奏を奏上することになっている。ただし『江家次第』三、賭射には「若^二府大将共不^レ参者、上卿取^三二杖^一奏」とあり、近衛大将が不参の場合には、上卿(参列した公卿の最上席者)が射手奏を奏上するとされている。また、天皇に奏上された射手奏は、閲覧のちに近衛大将ではない上卿に返給することになっている。したがって、ここで「奏を取る」とされた能長の行為は、近衛大将に代わって射手奏を行ったか、あるいは奏覧後の返給を受けたかのどちらかと理解できる。『春記』永承三年三月二八日条の賭弓の記事では、民部卿藤原長家(権大納言、正二位)が射手奏を奏しているが、その場面は「民部卿長家取^レ奏、奉^レ之退出」と

記されていることから、本条の能長も、射手奏を行っている可能性が高い。このことから能長がこの日の賭弓の上卿だったことが分かる。

(27) 一度。…事有り 賭弓では、まず近衛府から出された射手が左右に分かれて的の中の数を競い、続いて兵衛府の射手が競射を行う。以上を一度として、最高で一〇度まで繰り返された。『江家次第』三、賭射には「本以^三十度^一為^レ限、近代多五度、少三度」とある。本条では、最初の競射(一度)が一通り終わったあたり(未刻)で、内裏(高陽院)南方の「三条殿」での火災発生の報告がもたらされたのだろう。知らせを聞いた俊房は賭弓を途中退席している。なお罹災した「三条殿」は、上卿の藤原能長邸である可能性が想定される。次註を参照。

(28) 三条殿 「三条殿」などと称される邸宅は複数確認できる。ただし、註(31)で述べるように、この「三条殿」から「高藏殿」に移った「若宮」が皇太弟尊仁親王(後三条天皇)の子を指すとすれば、尊仁に所縁のある「三条殿」と考えることができる。『扶桑略記』天喜元年十一月六日条には「東宮御在所能長卿之三条第焼亡」とあり、藤原能長の「三条第」に尊仁が居住していたことが確認でき、本条の「三条殿」と同一の邸宅を指す可能性がある。その場合、この「三条第」は康平七年までに再建され、引き続き尊仁の居所とされていたことになる。なお、治暦元年八月一日には、皇太弟(尊仁)の病にともなう孔雀経法が閑院で修され(『孔雀経御修法記』(『続群書』二五下)、同四年四月一日に尊仁は閑院で踐祚している(『本朝世紀』)。したがって先の想定にもとづけば、本条の「三条殿」焼亡を機に尊仁は主に閑院を本拠とするようになったと考えられるだろう。なお「三条殿」を尊仁に関する邸宅とした場合、母の陽明門院禎子内親王の御所で、承暦四年二月一四日に焼亡した押小路殿(左京三条三坊十町、『百鍊抄』)や、

治暦四年六月二六日に後三条天皇が遷御した三条大宮第（左京三条二坊三町、『百鍊抄』）も確認できる（以上、邸宅の所在地については『提要』による）。

(29) **大相国：御坐す** 大相国は藤原頼通。三月八日に頼通は四条宮に渡っており、本条から引き続き同宮に所在していたと考えられる。

(30) **殿上焼くる** 「三条殿」が東宮御在所であるとすれば、この「殿上」は東宮の殿上を指していることになるだろう。

(31) **若宮** 「若宮」は天皇やそれに準ずる皇族の子を指すのが一般的である。しかし時の後冷泉天皇には子がいない。異母弟で皇太弟の尊仁親王を指す可能性も排除できないが、彼はこの年三二歳であり違和感が残る。するとこの「若宮」は皇太弟尊仁親王の子である可能性を想定できる。尊仁の子としては、永承五年生まれの聡子内親王（一四歳）、天喜元年生まれの貞仁親王（のちの白河天皇、一一歳）、同四年生まれの俊子内親王（八歳）、同五年生まれの佳子内親王（七歳）、康平三年生まれの篤子内親王（のちの堀河天皇皇后、四歳）が確認される。なお、彼らの母は全て藤原茂子で、彼女は藤原能長の養父である能信の猶子として尊仁のもとに入侍している。

(32) **高蔵殿** 藤原頼通の高倉殿（左京一条四坊一町、土御門高倉殿とも）のこと。もとは藤原道長の家司の高階業遠の邸宅で、業遠死後の長和五年に、道長が彼の妻から買得し、頼通に伝領された。詳しくは臈谷寿「藤原頼通の高倉殿」（『平安貴族と邸第』吉川弘文館、二〇〇〇）参照。この頃の高倉殿には後朱雀天皇皇女の祐子内親王も居住していた。彼女の母は敦康親王女で、頼通の養女として入内した中宮姫子である。祐子内親王は、長暦三年一月七日以来、養祖父頼通の高倉殿に長く居住し、「高倉殿宮」などと呼ばれていた（『春記』当日条）。『水

左記』治暦二年三月一三日条には、前日に「高蔵殿宮御方」（＝祐子内親王）で和歌会が催されていたと記されている。この日俊房は、焼け出された「三条殿」から「高蔵殿」（高倉殿）に移る「若宮」の車に騎馬で随従し、翌日まで「若宮」のもとに伺候している。

(33) **試楽** 石清水臨時祭の試楽のこと。石清水臨時祭および試楽については、註(10)参照。本条でも重ねて試楽の記述がみられ不自然である。この点については註(10)に示されているように、一六日の「試楽」は実際に調楽を指している可能性、もしくは大胆な抹消符をとまなう一六日条の試楽の記事は全体的に誤記であるとも想定されるが未詳。

(34) **舞人等：し成す** 石清水臨時祭当日には内裏から祭使が石清水社に発遣された。祭使らの出立に先立ち、内裏（清涼殿）では天皇の御禊が行われ、続いて公卿・祭使らに酒饌が供され、さらに舞人・陪従らの歌舞が奏された。本条は、公卿らも交えた饗宴を始めるため、蔵人頭が舞人を含めた祭使らを召し出す場面を示しているのである。

(35) **陣定** 前九年合戦の結果、朝廷に投降した安倍頼時の子たちやその従類の処遇について話し合う陣定が開かれた。穢れと関わるので、臨時祭の間は延期していた。右大臣藤原頼宗がこの日の陣定の上卿を務めている。康平七年三月二九日太政官符（『朝野群載』一一）によれば、この陣定の結果、投降してきた安倍宗任・正任・真任・家任・沙弥良増とそれぞれの従類三二人を伊予国に安置し、衣糧を支給すべきこと、路次の国は食馬を給うべきことが決定された。なお、国史大系本は真任を「貞任」とするが、三条西家本・東山御文庫本などは「真任」とし、安倍貞任がすでに処刑されていることから「真任」とすべきである。また、官符には良増（俗名則任）がみえる点も、本日条と異なっている。

(36) **右大臣** 藤原頼宗（九九三～一〇六五）。頼通の異母弟。寛弘元年

(一〇〇四)に従五位上、同八年に従三位で非参議に列し、長和三年に権中納言となる。右衛門督、檢非違使別当、皇太后・太皇太后宮権大夫(皇太后・太皇太后は彰子)、右近衛大将、権大納言、春宮大夫(皇太子は後朱雀・後冷泉天皇)、内大臣などを経て、康平三年(一〇六〇)に右大臣となった。本年は、従一位右大臣兼右大将で七十二歳。翌年二月に薨去。

(37) 俘囚 東北の任人である蝦夷のうち、朝廷に服属した者のこと。

(38) 頼時 安倍頼時(？〜一〇五七)。もと安倍頼良(好)。父祖以来、奥六郡との同名を忌避して改名。父は安倍忠良(好)。父祖以来、奥六郡の俘囚長としてこれを支配していた。衣川を越えて南進したことで、永承六年に藤原登任の討伐を受けたが、これを破った。天喜四年に始まる前九年合戦で、陸奥守の源頼義の軍と戦闘となる。翌年、頼義に与した安倍富忠らが挙兵し、頼時は説得を試みるも戦闘となり、重傷を負って胆沢郡鳥海柵に帰還し死去した(『扶桑略記』)。

(39) 宗任 安倍頼時と、その嫡妻である清原氏の女性との第一子。頼時の三男であるが、嫡子という。前九年合戦では、天喜五年の父頼時の死後、兄貞任らとともに抗戦した。しかし、康平五年に厨川柵で源頼義・義家軍に敗退し、投降した。本日条の陣定の結果、三月二九日官符(註(35)参照)で移送が決定したが、四月一日条によれば入京せずに伊予国へ送られたようである。その後宗任は、治暦三年に大宰府へと移送された(『扶桑略記』『百鍊抄』)。九州松浦党の祖先となったとの伝承もある。宗任の娘は藤原基衡の妻で、秀衡の母である。なお、本日条は「貞任」を抹消しているが、すでに彼の首は平安京の西獄にさらされており、源俊房もそれが京中へ進上されていく様子を見ている。貞任については、康平六年二月一六日条を参照。

(40) 正任 宗任の同母弟。黒沢尻柵主。衣川関での戦闘に参戦するが、陥落したため小松柵の良照のもとへ向かい、ともに出羽国へ逃走した。しかし、出羽守源齊頼に在所を囲まれ、狄地に逃げ、康平六年五月に朝廷に投降した(康平七年三月二九日官符(註(35)参照)。出羽への逃走は、出羽山北主清原光頼の長男頼遠を頼つたため、その居宅に潜伏した(『陸奥話記』)。正任の妻は頼遠の姉妹であったとされており、その庇護を求めたと考えられる。投降後、宗任らとともに伊予へ送られ、その後大宰府へ移された(『扶桑略記』『百鍊抄』)。

(41) 家任 厨川柵の戦闘時、貞任らが殺害された後に柵から脱出し、二日後に投降した(康平七年三月二九日官符(註(35)参照)。康平七年に宗任らとともに伊予へ、その後大宰府へ移送された(『扶桑略記』『百鍊抄』)。

(42) 源正頼 源齊頼か。「政頼」(後掲『春記』)や「濟頼」(『朝野群載』二六、承暦三年七月三日出羽国司解)の表記もあり、「まさより」と称されたか。天喜二年五月六日、左近衛少将忠俊(姓欠)の雑色が宮中で抜刀する騒動があり、正六位上藏人の齊頼がこれを捕えた(『春記』)。同三年三月一八日にはその功により、右兵衛少尉として檢非違使宣旨を下された(『中右記』長治元年(一一〇四)七月九日条、『扶桑略記』『百鍊抄』)。前九年合戦の際、源頼義が安倍貞任討伐の協力を出羽守源兼長に求めるも従わず、朝廷は代わりに齊頼を出羽守に任じたが、これも非協力的であった(『扶桑略記』天喜五年一二月二五日条)。ただし良照を捕捉し、進上したことが本日条から分かる。

(43) 良照 良昭とも(『陸奥話記』『扶桑略記』『帝王編年記』)。頼時の弟。小松柵主。天喜四年、陸奥守頼義が遣わした気仙郡司金為時の軍勢に攻められ、陸奥国磐井郡で防戦する。康平五年には、源氏・清原氏軍

に攻撃され、小松柵を棄て衣川関へ逃走するが、落城の後に帰還。その後、正任とともに清原頼遠の居宅に潜伏するが（『陸奥話記』）、同六年、斎頼により捕えられ（『扶桑略記』）、同七年には宗任などとは別に大宰府へ移送された（『扶桑略記』『百鍊抄』）。

(44) 頼義 源頼義。康平六年二月一六日条参照。同年、伊予守に任じられる（『統文粹』六）。康平七年三月二九日官符（註(39)参照）によれば、頼義は二月二二日に解状を提出しており、『統文粹』によると二月に入京している。本日条に「頼義入京の後、数日を経て定めらる」とあることに疑問も残るが、実際には頼義が二月に入京した後、陣定まで一ヶ月以上待たされたことが分かる。

(45) 臨時祭 三月中旬日に行う石清水臨時祭のこと。註(10)参照。

（堀井佳代子・一〇一七） 磐下徹・一八〇二七七日

宮川麻紀・二二八〇三〇日

(四) 康平七年四月

【本文】

四月小建（己巳）

〇日丁卯火閉 天晴。参平座。依所勞事了以前退出。今日出羽守【義家】并〇弟源義綱入京〇。降人自関外道送伊予云々。

二日戊辰木建 雨降。候殿下。

（頭書） 山科祭

三日己巳木除 天晴。今日頼義并男義家献馬（父六、子四）。余不退出候宿。

【書き下し】

四月小

一日、丁卯。天晴る。⁽¹⁾平座に参る。所勞に依り、事了る以前に退出す。今日、

出羽守義家ならびにその弟源義綱入京の事。降人、関の外の道より伊予へ送ると云々。

二日、戊辰。雨降る。殿下に候す。

三日、己巳。天晴る。今日、頼義ならびに男義家、馬を献す（父六、子

四）。余退出せず候宿す。

【註】

(1) 平座 天皇が臨御して行われるべき儀式で、出御がない略儀のこと。平安中期以降、旬政ではほぼ恒例化し、節会でも不出御の例が多くなる。公卿は、出御がある時には紫宸殿に着するが、平座では宜陽殿の平敷座に着する。本日条は、毎年四月・一〇月朔日に行われる二孟旬である。旬（旬政）は本来、天皇が紫宸殿（南殿）にて諸司奏や官奏などの政務をみた後、臣下が宴や禄を賜るが、一〇世紀以降には不出御で宴のみとなった。なお、当時の御在所は高陽院である。

(2) 義家 源義家（一〇三九～一一〇六）。頼義の長子で、母は平直方の女。八幡太郎と称す。当代随一の武者と評される。兵部大輔や檢非違使、諸国の守を歴任。前九年合戦では、鳥海柵における奮戦で頼義軍に貢献する。康平六年、合戦の論功行賞で従五位下出羽守となる（『扶桑略記』『百鍊抄』『朝野群載』二二）。永保三年（一〇八三）、陸奥守兼鎮守府將軍。この時、出羽の清原氏の内紛を契機に、後三年合戦が勃発する。義家は陸奥守として清原（藤原）清衡を援助し、これを鎮圧した（『中右記』寛治元年（一〇八七）二月二六日条、『後三年記』）。これにより名声が一層高まるとともに、荘園寄進が盛んとなり、朝廷による停止令も出された（『後二条師通記』）。承徳二年（一〇九八）、正四位下に叙され、院の昇殿を許されたが、晩年は嫡子らが叛乱や事件を起こし（『百鍊抄』康和三年（一一〇二）七月七日条、『永昌記』

嘉承元年（一一〇六）六月一日条、朝廷での立場が苦しくなった。本日条によれば、義綱とともに降人を連れてきて、先に入京していた父頼義と合流したか。なお、康平七年太政官符に「前出羽守」とあり、本日条の後に「出羽守を辞して、越中守任官を請うた」と考えられる（『朝野群載』二二）。

(3) 源義綱 ? 一一三二カ。頼義の第二子で、母は平直方の女。賀茂二郎と称す。前九年合戦で父頼義・兄義家とともに安倍貞任を討伐し、康平六年に左衛門少尉に任じられた。その後、陸奥守、美濃守などを歴任。寛治五年（一一〇九）六月、義綱と義家とは各々の郎等同志が河内国の所領を争ったことを契機に合戦になりかけたが、朝廷が義家に圧力をかけておさまった（『百鍊抄』『師通記』）。同七年、出羽守の館の放火・強盗事件が起きると、犯人の平師妙・師季の首を京に持ち帰り、その武力の強大さが評判となった。天仁二年（一一〇九）、義家の子の義忠が殺害されると、朝廷は義綱の子義明を犯人とみて追捕した。義綱はこれを冤罪として抵抗したが、やがて降服し、佐渡に配流となる（『殿暦』同年二月一七・二九日条）。その後、長承元年（一一三二）に自害したという（『尊卑分脈』）。

(4) 降人、…へ送る 降人とは、宗任・正任・真任・家任・良増のことである（康平七年三月二九日官符（註③⑤参照））。『百鍊抄』康平七年三月二九日条に「降虜宗任等、有_レ議不_レ令_二入京_一、分_二遣国々_一」とあり、宗任らは入京せずに伊予に移送されたことが分かる。したがって、関外道は、京内を通らない道の可能性がある。また、降人が伊予に送られたのは、頼義が伊予守であるためと考えられる。

(5) 殿下に候ず 殿下は藤原頼通のこと。この後、俊房は頼通邸から退出せず、三日にも候宿している。

(6) 馬を献ず 源氏長者の息子である俊房自身に献じられた可能性もあるが、この時に俊房は頼通宅に候宿しており、頼通への献納を記したものの。頼義（父）が六匹、義家（子）が四匹献じている。

（宮川麻紀）